

いわき市生活困窮者就労訓練事業実施要領

第1 目的

本要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）に基づき、法第16条第1項に規定する生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

第2 就労訓練事業の認定

1 認定制度の趣旨

この認定制度は、就労訓練事業に関して、支援に必要な体制が整備されていること等を確認するものであり、関係法令の遵守とあいまって、労働力の搾取（いわゆる「貧困ビジネス」）が生じることなく、就労訓練事業が適切に実施されることを確保するために設けられたものである。

2 認定の対象

いわき市に所在する事業所に係る申請について認定を行う。

認定は、事業所ごとに行うものとする。ただし、事業が一体的に実施されているなど、認定制度の趣旨に鑑み別々に認定を行う必要性が乏しいと判断される場合は一括して認定を行う。

3 認定申請

規則第20条に基づき、いわき市長（以下「市長」という。）へ「生活困窮者就労訓練事業認定申請書」（規則様式第2号。）を提出する際は、以下の書類を添付するものとする。

- (1) 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- (2) 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類
- (3) 事業所概要や組織図などの事業運営体制に関する書類（参考様式参照）
- (4) 貸借対照表や収支計算書などの法人の財政的基盤に関する書類
- (5) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- (6) 「誓約書」（様式1）

(7) その他市長が必要と認める書類

※ 社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、(6)及び(7)の添付のみで可とする。

4 受理

市長は、申請書の記載事項または添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を行わせた上で、受理する。

5 認定

市長は、申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定番号を付番するとともに、申請者に対して、「生活困窮者就労訓練事業認定通知書」（様式2）により、認定を行った旨を通知する。

一方、認定を行わない場合は、申請者に対して、「生活困窮者就労訓練事業不認定通知書」（様式3）により、その旨を通知する。

6 認定情報の登録

市長は、認定就労訓練事業台帳を備え、認定を行った事業に関する情報を登録し、これを適切に管理する。また、後述のとおり、認定就労訓練事業者から事業変更や事業廃止の届出があった場合は、適切に認定就労訓練事業台帳を更新する。

第3 事業開始後の手続き

1 事業の開始

認定就労訓練事業者は、自立相談支援機関のあっせんを受け、生活困窮者や生活保護受給者を受け入れることができる。なお、生活困窮者、生活保護受給者を含め10名以上の定員を設け、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合（以下単に「第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合」という。）は、事業者は、当該事業の開始の日から1月以内に、市長に事業開始届を提出しなければならない（社会福祉法第69条第1項）。なお、この際、事業者は生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写しを添付することとする。

2 事業の変更

(1) 事業変更の届出

規則第 22 条に定める変更の届出は、「認定生活困窮者就労訓練事業変更届」（事前届出事項については様式 5、事後届出事項については様式 4）により、市長に届け出なければならない。

また、第 2 種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別途、変更の日から 1 月以内に、社会福祉法第 69 条第 2 項に基づく届出が必要であるため、認定生活困窮者就労訓練事業変更届を受理した際は、必要に応じて、その旨を認定就労訓練事業者に伝達する。

(2) 認定情報の変更登録

市長は、認定生活困窮者就労訓練事業変更届を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の更新を行う。

3 事業の廃止

(1) 事業廃止の届出

規則第 23 条に定める廃止の届出は、「認定生活困窮者就労訓練事業廃止届」（様式 6）により、市長に届け出なければならない。

また、第 2 種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別途、変更の日から 1 月以内に、社会福祉法第 69 条第 2 項に基づく届出が必要であるため、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届を受理した際は、必要に応じて、その旨を認定就労訓練事業者に伝達する。

(2) 認定情報の廃止登録

市長は、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の更新を行う。

第 4 認定就労訓練事業者からの報告徴収

法第 21 条第 2 項に基づく報告徴収を行う場合は、報告徴収書（様式 7）により行うこととし、認定就労訓練事業者に対しても文書により報告を求めることとする。

一方、これによりがたく口頭による陳述の方法を取る場合は、聴取後速や

かに、陳述書を作成し、その内容について陳述者に確認させた上、その署名を求めるものとする。

なお、認定就労訓練事業者に対しては、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は罰則の適用がある旨を説明の上、報告徴収を行うこと。

第5 認定取消

市長は、法第16条第3項の規定により就労訓練事業者の認定取消を行った場合は、「生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書」（様式8）により、その旨を事業者に通知するとともに、速やかに認定就労訓練台帳の更新を行う。

第6 事業の利用

1 利用対象者

次に掲げる者のうち就労訓練事業の利用を希望する者とする。

- (1) 自立相談支援機関の支援を受けている生活困窮者
- (2) 生活保護受給者
- (3) その他、市長が就労訓練事業の利用を必要と認める者

2 利用手続き

就労訓練事業の利用を希望する者は、自立相談支援機関及び地区保健福祉センターによるアセスメントに基づく支援計画や援助方針の策定を経て、「いわき市生活困窮者就労訓練事業利用申込書兼同意書」（様式9。以下「利用申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 利用の決定

市長は、利用申込書を受理したときは、その内容を精査し、事業の利用の可否について「いわき市生活困窮者就労訓練事業利用決定（却下）通知書」（様式10）により通知する。

第7 その他

就労訓練事業の実施に関わる者は、本要領のほか、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」（平成30年10月1日付け社援発1001第2号厚生労働省社会・援護局長通知）を参照する

こと。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。